



島根県報

令和6年10月22日（火）

第 5 6 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2
森林法第50条第2項の規定による使用権の設定に関する認可の申請に係る意見 の聴取	（ ” ）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 指 導 課）	4

【公 告】

公共測量の実施（6件）	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の終了	（ ” ）	6

【特定調達公告】

ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	6
-------------------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第50条第1項の規定により、使用権の設定に関する認可の申請があったので、同条第2項の規定による意見の聴取について、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 事案の要旨

(1) 使用権設定に関する認可の申請者

松江市長 上定 昭仁

(2) 使用権設定の目的

林業専用道朝酌大海崎線開設のため

(3) 対象となる土地

松江市大海崎町柳谷奥滑入口230-1、230-3

松江市大海崎町横林229-1、229-4

松江市大海崎町柳谷226-4、227-1、231-1、231-2

(4) 使用の時期及び期間

認可の日から施設が存続する期間

2 意見聴取会の期日、場所等

(1) 期日

令和6年10月30日（水） 午前10時

(2) 場所

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎 603会議室

(3) その他

ア 意見聴取会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

イ 対象となる土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）は、意見聴取会に出席し、意見を述べることができる。

ウ 期日に代理人を出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出すること。

エ 全ての所有者等及びその代理人の出席がない場合は、意見聴取会は開催しないものとする。

島根県告示第636号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和6年10月22日

島根県知事 丸山達也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 前		変 更 後	
			売りさばき人の 氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 氏名	売りさばき場所
808	大田市長久町長 久ハ7-1 大 田市交通安全協 会 会長 鳥笥 尾 博	大田市長久町長 久ハ7-1 大 田警察署内	大田市交通安全 協会 会長 江 下 芳久	大田市長久町長 久ハ7-1 大 田警察署内 大田市温泉津町 小浜イ540-1 大田警察署温 泉津広域交番内	大田市交通安全 協会 会長 鳥 笥尾 博	大田市長久町長 久ハ7-1 大 田警察署内

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市平田天海南土地区画整理組合設立準備委員会代表から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月27日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

出雲市平田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年10月17日から令和7年3月8日まで

3 作業地域

出雲市斐川町神氷地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月26日から同年10月25日まで

3 作業地域

出雲市佐田町原田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和6年9月30日から同年11月15日まで

3 作業地域

安来市伯太町峠之内地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島

根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月27日から令和10年3月31日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町梶福留地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月27日から令和10年3月31日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町西比田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年10月2日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年9月30日から同年10月2日まで
- 3 作業地域
益田市乙子町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年10月22日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析システムの賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和6年9月11日

4 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社中国支店 支店長 清水 厚宏 広島県広島市中区立町2番27号

5 落札金額

51,614,640円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年8月16日